

公 示 書

千葉財務事務所所管合同宿舎における自動車保管場所の一部区画を「エコカー・カーシェアリング事業」として使用する事業者の募集を次のとおり公示する。

令和8年1月19日

関東財務局千葉財務事務所長 青木 雅信

1. 募集する合同宿舎及び駐車区画

千葉県習志野市津田沼2-7 津田沼第2住宅 駐車区画：2区画

2. 使用許可期間

令和8年4月1日 から 令和10年3月31日

ただし、一度に限り5年を超えない期間での更新を行うことができる。

3. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、法律行為のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立をしていないこと、かつ、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。
- (5) 法人等(個人、法人又は団体をいう。以下同じ。)及び役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、直近5年以内に法令違反により刑罰等を受ける等の社会的信用失墜行為がないこと。
- (6) 法人等の役員等が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は、暴力団員(同法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

と。

- (11) 暴力団又は暴力団員及び(7)から(10)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (12) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者ではないこと。
- (13) 道路運送法第80条(昭和26年法律第183号)、同法施行規則第52条(昭和26年運輸省令第75号)に定める自家用自動車の有償貸渡しの許可を得ている者で、令和7年3月31日現在で、カーシェアリング事業を10箇所(ステーション)以上、かつ20台以上運営している実績があること。
- (14) 下記4の応募申込を行い、その審査に合格した者であること。

4. 公募申込

公募に参加を希望する者は、下記(3)の連絡先へメール送信のうえ公募要項を入手し、必要事項を記入の上、受付期間内に応募申込を行うこと。

なお、電子メールの件名は【公募要項配付依頼：エコカー・カーシェアリング事業】とし、本文に法人名(個人の場合は個人名)、担当者及び連絡先を記載のうえ、メール送信後、必ず電話にて到達確認を行うこと。

(1) 申込方法

郵便(配達証明郵便等記録が残るものに限る)による。

(2) 提出先

〒260-8607 千葉市中央区椿森5-6-1

関東財務局千葉財務事務所 第5統括国有財産管理官

(3) 連絡先

メール 5-tou.chiba@kt.lfb-mof.go.jp

電話 043-251-7216

(4) 受付期間

令和8年1月19日(月) から 令和8年2月12日(木)

平日9:00~12:00及び13:00~17:00

5. 使用許可相手方の決定方法

適格であると判断された応募者のうち、企画提案書に基づき審査を行い、最高得点を獲得した事業者を使用許可相手方とする。

6. 公募要項の配付期間及び配付場所

(1) 配付期間

上記4.(4)の期間に同じ。

(2) 配付場所

メールにて行う。

7. その他

本公示に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の応募は無効とする。

8. 照会先

関東財務局千葉財務事務所 第5統括国有財産管理官

電話 043-251-7216